

公務員制度審議会	恩給審查会
地域改善対策協議会	青少年問題審議会
統計審議会	國民生活安定審議会
放射線審議会	海外移住審議会
中央心身障害者対策協議会	厚生省
農政審議会	外務省
沿岸漁業等振興審議会	科学技術庁
林政審議会	経済企画庁
	農林水産省

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関する知識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、経済産業大臣が任命する。

(資料の提出等の要求)

第三十一条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
(委任規定)

<p>中小企業政策審議会</p> <p>観光政策審議会</p> <p>雇用審議会</p>	<p>通商産業省</p> <p>運輸省</p> <p>労働省</p>
6	この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めることができる。
	附 則 (平成一一年三月三一日法律第一八号) 抄
	(施行期日)
	附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄
	(施行期日)
	第一 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
	一 略
	二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
	(別に定める経過措置)
	第三十条 第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。
	附 則 (平成一一年一二月三日法律第一四六号) 抄
	(施行期日)
	第一 条 この法律は、公布の日から施行する。(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の経過措置)
	第二条 第一条の規定による改正後の中小企業基本法第一条第一項に規定する中小企業者(第一条の規定による改正前の中小企業基本法第二条に規定する中小企業者を除く。)に対する容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十二条から第十三条までに規定する再商品化義務に係る同法附則第二条第一項の規定による適用除外期間については、なお従前の例による。
	(罰則に関する経過措置)
	第十四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則に規定する罰則に該当する行為に就きは、當初の

る場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一年二月二二日法律第二二二号) 抄
(施行期日)

附 則 (平成一七年四月一三日法律第三〇号) 抄

(施行期日) 附 則 (平成一七年七月二二日法律第八五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十七年四月十三日又は公布の日のいれか遅い日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二二日法律第八五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二二日法律第八五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二六日法律第三三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第三九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月二三日法律第三八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日法律第二九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二五年六月二一日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要となる経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (平成二五年一二月一一日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二八年六月三日法律第五八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成二八年六月三日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(以下この条において「旧法」という。)

第十七条第一項の規定によりされた認定若しくは旧法第十八条の規定によりされた命令又はこの法律の施行の際現に旧法第十七条第三項の規定によりされている認定の申請は、それぞれこの

の法律による改正後の中小企業等経営強化法(以下この条において「新法」という。)第二十一条第一項の規定によりされた認定若しくは新法第二十二条の規定によりされた命令又は新法第二十一条第三項の規定によりされている認定の申請とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和二年六月一九日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。